るべきでないことが述べられていること。

以下を決議し、

1　2500-2690MHz の周波数帯においては、本決議の第１附属書に掲げられている衛星ネットワークの宇宙局は、いかなる 4kHz 幅の周波数においても、以下の pfd の値を超えることがないものとすること

| | |
|---|---|
| -152 dB(W/m$^2$) | δ ＜ 5° |
| -152 + 0.75 （δ － 5） dB(W/m$^2$) | 5° ≤ δ ≤ 25° |
| -137 dB(W/m$^2$) | δ ＞ 25° |

ここで δ は、水平面上の入射角とする。表 21-4 の制限値は適用されない。

2　決議事項 １、第 5.418 号及び決議第 539（WRC-15、改）で扱われているもの以外のシステムについては、無線通信局が、2007 年 11 月 14 日以降に受領した FSS 及び BSS への周波数割当てに関する全ての調整及び通告情報を（それぞれ対応する）第 9.35 号及び第 11.31 号の規定に照らして、第 21 条表 21-4 で定められた 2500-2690MHz の周波数帯における pfd の制限値を使って審査するものとすること。

以下を無線通信局に指示する。

決議事項１及び決議事項２を実施すること。

決議第903の第１附属書（WRC-15、改）

| 通告主管庁 | 宇宙局の名称 | 軌道位置 | 調整要求<br>特別節 | 事前公表情報の<br>受領日 |
|---|---|---|---|---|
| IND | INSAT-2(74) | 74.00 E | CR/C/1311及び<br>CR/C/1311 M1 | 07.08.85 |
| IND | INSAT-2(83) | 83.00 E | CR/C/1312及び<br>CR/C/1312 M1 | 07.08.85 |
| IND | INSAT-2(93.5) | 93.50 E | CR/C/1313及び<br>CR/C/1313 M1 | 07.08.85 |

改　決議第906（WRC-15、改）　無線通信局への地上業務の通告の電子的な提出及び主管庁間のデータ交換

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　第11条及び地域協定に附属しているプランに基づく地上業務に関する通告を提出するための電子的な書式は、1994年９月から無線通信局によって使用されてきていること。

b)　1998年12月８日以降は、第12条による短波放送予定の必要事項の提出は、電子的方法だけで行われていること。

c)　宇宙業務に関して、2001年６月３日以降は、全ての通告並びに第９条及び第11条に従って無線通信局に提出される関連情報は、電子的な書式でのみ提出されていること。

d)　地上業務通告の提出は、2009年１月以来、回章CR/297に従い安全なITUウェブインターフェースWISFAT（地上業務への周波数割当て／区域分配の提出用ウェブインターフェース）を使用して、電子的な書式でのみ提供されていること。

e)　RRC-06が、GE06地域協定の第４条及び第５条を適用する場合の提出は、全て電子的な書式のみで行われることを決定したこと。

f)　地上業務についての通告を電子的な書式で作成する場合、主管庁は、提出する前に無線通信局のソフトウェアを使ってデータの検査を行うことができること。

g)　地上業務についての通告を電子的書式で提出することによって、無線通信局においてデータを書き写す必要がなくなり、誤りを導入する可能性を回避できるとともに、無線通信局において必要とされるデータ処理の労力を削減ができること。

h)　地上業務の通告を電子的な書式のみ提出する場合、特に開発途上国及び最貧開発国においては、無線通信局のソフトウェアの扱いに関する適切な訓練を行うことが必要になる可能性があること。

i)　幾つかの主管庁においては、地上業務の通告の提出を電子的な書式のみでしか行えないようにする場合、自国での手続を適応させ、適切な電子設備を開発することが必要になる可能性があること。

j)　電子的な書式の情報であれば、主管庁のデータベース化への要請を満たすためにも使用でき、また、主管庁間及び無線通信局との情報の交換も容易になること。

k)　主管庁は、相互情報交換の形態の定義を含め、越境調整問題に関して二国間合意を確立する主権を有していること。

l)　主管庁は、地上業務の通告を無線通信局へ電子的に提出することの重要性及び必要性を認識していること。

以下を更に考慮し、

a)　地上業務の通告の無線通信局への提出に電子的な書式を使用することによって、経費が減少する傾向となること。また、より良好なデータの発行に成り得ること。

b)　無線通信局は、地上業務に関する無線通信局の国際周波数情報回章（BR IFIC）の配送を通して、地上無線通信通告ソフトウェア（TerRaNotices）を主管庁に対して無料にしていること。

c)　周波数管理に関するITU会合への各国の参加者、特に開発途上国の参加者に関する決議第９（2014年ドバイ、改）において、世界電気通信開発会議2014（WTDC-14）は、無線周波数管理者の業務を促進するために、無線通信に関する文書への接続が容易に行えることの重要性を認識していること。

d)　ITU刊行物への無料オンライン接続に関する決定第12（2014年釜山、改）において、全権委員会議は、ITU事務総局長に対して、ITUのソフトウェア及びデータベースの販売に関して途中状況の報告を準備し、この状況報告を理事会に行うよう指示し、これによりITU刊行物やソフトウェア及びデータベースへの接続を改善する方策を決定すること。

e)　自動化周波数管理システムは、特に国内周波数の管理及び監視、主管庁間の調整並びに無線通信局への通告を容易にするであろうこと。

f)　ITU-R勧告SM.1370は、国レベルの自動化周波数管理システムの開発において設計指針を与えること。

g)　国際調整及び通告のための国内周波数管理におけるデータの種類は、付録第４号及びITU-R勧告SM.1413に反映されていること。

h)　RAGは、地上業務及び宇宙業務の通告の提出及び取扱いに使用する無線通信局の情報システムを見直すための作業部会を設立したこと。

i)　ITU-Rの世界無線通信セミナーの活動及び地上業務を扱う研究委員会会合への参加において、多くの国、特に開発途上国及び最貧開発国が困難に直面していること。

以下を決議し、

1　主管庁は、無線通信局への通告の提出及び主管庁間の調整上のデータ交換のために、電子的な書式及び電子的設備の使用への移行を加速するよう奨励されること。

2　電子的通告に関してITU-Rが設定した書式について、情報交換のために主管庁によって考慮されるべきこと。

以下を無線通信局長に指示する。

1　地上業務の通告の提出に使用される電子的な書式及び関連するソフトウェアの仕様を、必要に応じて改善させること。